

8 経過措置

(1) 多目的室の経過措置

多目的室	<p>□ 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者入所授産施設、指定知的障害者入所更生施設、指定特定知的障害者入所授産施設、指定知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設が、施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの建物(基本的な設備が完成しているものを含み、平成18年10月1日以降に増築され、又は全面的に改装された部分を除く。)については、当分の間、多目的室を設けないことができる。</p>
------	---

(2) 居室の定員の経過措置

居室の定員	<p>□ 施行日において現に存する指定知的障害者入所更生施設、指定特定知的障害者入所授産施設、指定知的障害者通勤寮が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、平成18年10月1日以降に増築され、又は全面的に改装された部分を除く。)について、居室の定員は、原則として4人以下とする。</p>
-------	---

(3) 居室面積の経過措置

居室面積	<p>□ 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設(旧指定身体障害者更生施設等指定基準附則第3条の適用を受けているものに限る。)、指定特定身体障害者入所授産施設、指定知的障害者入所更生施設、指定特定知的障害者入所授産施設、指定知的障害者通勤寮又は身体障害者福祉法第17条の32第1項の規定する国立施設又は障害者自立支援法第5条第1項に規定するのぞみの園が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、6.6平方メートル以上とする。</p> <p>□ 施行日において現に存する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者入所授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、4.4平方メートル以上とする。</p> <p>□ 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定特定身体障害者入所授産施設であって旧身体障害者更生施設等指定基準附則第2条第1項若しくは第4条第1項の規定の適用を受けているもの又は指定知的障害者入所更生施設、指定知的障害者入所授産施設、指定知的障害者通勤寮であって、旧知的障害者更生施設等指定基準附則第2条から第4条の規定の適用を受けているものにおいて施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、3.3平方メートル以上とする。</p>
------	--

(4) ブザー又はこれに代わる設備の経過措置

ブザー	<p>□ 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定特定身体障害者入所授産施設、指定知的障害者入所更生施設、指定知的障害者入所授産施設、指定知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者入所授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、当分の間、ブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。</p>
-----	--

(5) 廊下幅の経過措置

廊下幅

- 施行日において現に存する指定知的障害者入所更生施設又は指定知的障害者入所授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、
廊下幅は1.35メートル以上とすること。ただし中廊下の幅は1.8メートル以上とすること。
- 施行日において現に存する指定知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者入所授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、指定基準第6条第2項第8号の規定は、当分の間適用しない。
- 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者入所授産施設、指定知的障害者入所更生施設又は指定特定知的障害者入所授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、指定基準第6条第2項第8号の規定は、当分の間、適用しない。

指定基準第6条第2項第8号 廊下幅